

令和6年度

第15回和歌山市農業委員会議事録

日 時 令和6年9月10日（火曜日） 13時00分 開会
場 所 和歌山市農業委員会議室

報告事項	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告事項	農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人名義変更について
報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告事項	農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について
報告事項	農地法第5条受理通知書の返納について
報告事項	農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について
議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第3条第1項目的の買受適格者証明願について
議案第3号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第4号	農用地利用集積計画について
議案第5号	非農地通知について
議案第6号	和歌山市農業委員会委員の辞任について
議案第7号	和歌山市農地利用最適化推進委員の辞任について

出席委員（15名）

1 番 井口 健

5 番 小方 保寛

2 番 中村 弘

7 番 谷河 績

3 番 吉中 雅三

8 番 藪 利昭

4 番 曾根 光彦

11 番 笠野 喜久雄

1 2 番 山本 茂樹
1 3 番 丸山 勝
1 5 番 堀 良子
1 6 番 湯川 徳弘
1 7 番 貴志 年伸
1 8 番 藤井 友彦
1 9 番 岩橋 章博
欠席委員 (2名)
6 番 井上 直樹
1 4 番 吉川 松男

出席職員

農業委員会事務局

局 長 奥谷 知彦
課 長 中村 佳照
副 課 長 藤田 誠一
班 長 中居 一樹
事務主任 田伏 諒
事務主任 清瀧 篤樹

1 3 時 0 0 分 開会

◆奥谷局長 定刻が参りましたので、谷河
会長よろしくお願ひします。

◆会長 (谷河 績) ただいまより、第 1
5 回農業委員会総会を開会いたします。

出席委員は 1 7 名中 1 5 名で、定足数に
達しておりますので、総会は成立していま
す。

なお、井上委員、吉川委員から都合によ
り欠席したい旨、ご連絡がありましたので、
ご報告いたします。

また、農業委員会会議規則第 1 7 条第 2
項に規定する議事録署名委員は、堀委員、
湯川委員にお願ひします。

それでは報告事項より始めさせていただきます。

報告事項 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規
定による届出に ついて、説明いたします。

◆清瀧主任 番外 説明いたします。

本件は、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定
による届出があったもので、2 1 件ありま
した。

相続による所有権の取得が 1 8 件で、時
効取得による所有権の取得が 2 件、特別縁
故者不存在確定による所有権の取得が 1 件
です。

本届出に対して受理書を交付しておりま
すが、本受理書は権利の移動等の効力を発
生させるものではありません。

また、市外に在住の方が相続された件に
ついて補足いたします。

N o . 3 は住所が・・・ですが、現在も
自身が耕作しており今後も継続するとのこ
とです。

N o . 1 2 は住所が・・・ですが、知人
が耕作しているとのことです。

N o . 1 3 は住所が・・・ですが、親戚
が耕作しているとのことです。

N o . 2 0 は住所が・・・ですが、兄で
ある N o . 2 1 の相続人が管理するとのこ
とです。

以上です。

◆会長 (谷河 績) この報告事項につい
て、ご了承いただけますか。

(各委員の了承を得て)

それでは、ご了承いただけたことといた
します。

報告事項 農地賃貸借契約等登録台帳の
賃借人名義変更について、説明いたします。

◆清瀧主任 番外 説明いたします。

農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人の名
義変更が 1 件ありました。

なお、P 1 1 の報告事項 農地法第 1 8
条第 6 項の規定による通知についての N o .

2と関連しております。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただきましたことといたします。

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について、説明いたします。

◆清瀧主任 番外 説明いたします。

本件は、農地法第18条第6項の賃貸借の合意解約通知で2件ありました。

なお、No. 2については、P10の報告事項 農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人名義変更についてのNo. 1と関連しております。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただきましたことといたします。

報告事項 農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について、説明いたします。

◆田伏主任 番外 説明いたします。

本件は、農地法施行規則第29条第1号に規定する農業用施設の届出が2件ありました。

内訳は、農業用倉庫1件、農業用水路1件です。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただきましたことといた

します。

報告事項 農地法第5条受理通知書の返納について、説明いたします。

◆田伏主任 番外 説明いたします。

本件については、農地法第5条による市街化区域内の農地転用の届出に係る受理通知書の返納が2件ありました。

No. 1 令和6年3月12日付で受理し、19日付で受理通知書を交付しましたが、譲受人の都合により返納となりました。

なお、P16の報告事項農地法第5条第1項の規定による届出のNo. 5と関連です。

No. 2 令和6年6月12日付で受理し、19日付で受理通知書を交付しましたが、譲受人に変更が生じたため返納となりました。

なお、P15の報告事項農地法第5条第1項の規定による届出のNo. 4と関連です。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただきましたことといたします。

報告事項 農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について、説明いたします。

◆田伏主任 番外 説明いたします。

本件は、農地法第4条による市街化区域内の農地転用の届出で1件ありました。

8月9日付で受理通知書を交付しています。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項につい

て、ご了承いただけますか。

(各委員の了承を得て)

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について、説明いたします。

◆田伏主任 番外 説明いたします。

本件は、農地法第5条による市街化区域内の農地転用の届出で13件ありました。

8月9日付、8月20日付、8月29日付で受理通知書を交付しています。

なお、No. 4については、隣接する雑種地と合わせて個人住宅を建設します。

No. 5については、隣接する宅地と合わせて分譲住宅10戸を建設します。

No. 9、No. 10、No. 11は、使用貸借権設定です。

また、No. 4、No. 5はそれぞれP13の報告事項農地法第5条受理通知書の返納についてのNo. 2、No. 1と関連です。

以上です。

◆会長(谷河 績) この報告事項について、ご了承いただけますか。

(各委員の了承を得て)

それでは、ご了承いただいたことといたします。

続けて議案の審査に移ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、提案いたします。

◆清瀧主任 番外 説明いたします。

本件は、農地法第3条の規定に基づく許可申請で4件ありました。

これらの案件は、調査の結果、耕作等に支障がないこと、当該農地の権利を取得し

ようとする者は、その取得後において全ての農地を効率的に耕作し、農作業に常時従事すると認められるなど、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると思われま

なお、No. 1は新規耕作です。

作付作物は家庭菜園で野菜を予定しており、農機具は必要に応じて買いそろえるとのこと

No. 3は市街化区域で新規耕作です。

作付作物は野菜を予定しているとのこと

以上です。

◆会長(谷河 績) 議案第1号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

(異議なし、との声)

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第1号は可決と決定しました。

議案第2号 農地法第3条第1項目的の買受適格証明願について、提案いたします。

◆清瀧主任 番外 説明いたします。

本件は、令和6年8月30日から9月6日までの和歌山地方裁判所の一般競争入札参加の為の証明願であります。

入札期間が9月6日までとなっていますが、入札時点で競売適格者証明書の提出は必須ではなく開札日の9月13日の前日、12日までに提出が出来れば入札可能であることを裁判所にて確認済です。

なお、証明発行後、願出人が競落し農地法第3条の許可申請のあった場合には、会長専決にて処理してよろしいかをご審議願います。

以上です。

◆会長(谷河 績) 議案第2号について、

説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

(異議なし、との声)

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第2号は可決と決定しました。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、提案いたします。

◆田伏主任 番外 説明いたします。

申請地の場所を示した簡易地図を議案と共に配布していますので合わせてご覧ください。

No. 1 申請地は・・・に位置し、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、不許可の例外である既存施設の拡張に該当すると思われま

す。申請人は申請地周辺で・・・を営む法人で、昨年にも申請地周辺の土地を露天駐車場及び露天資材置場として転用し敷地の拡張を行いましたが、依然として不足していることから、当該申請地を露天駐車場及び露天資材置場へ転用申請するものです。

なお、令和6年7月5日付で農用地区域を除外しております。

No. 2 申請地は、・・・に位置し、おおむね300m以内に鉄道の駅があるため第3種農地に該当します。

申請人は・・・を営んでおり、申請地はスーパーやドラッグストア等の商業施設、幼稚園や保育園も近くにあり、子育て世帯には住みよい環境であることから、当該申請地を分譲住宅として転用申請するものです。

なお、開発許可申請中です。

No. 3 申請地は、・・・に位置し、

市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。

申請人は・・・を営んでおり、申請地は・・・から近く、幹線道路に近接しているため、安定した集客が見込めることから、当該申請地を貸店舗として転用申請するものです。

転用完了後は、備考記載の法人に賃貸借します。

なお、開発許可申請中で、令和6年7月5日付で農用地区域を除外しております。

また、・・・については賃借権の設定です。

No. 4 申請地は、・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。

申請人は・・・を営む法人です。

法人の業績が好調であり、昨年にも申請地周辺の土地を露天資材置場として転用し敷地の拡張を行いましたが、依然として資材置場及び駐車場が不足していることから、当該申請地を露天資材置場及び露天駐車場並びに社員休憩スペースに転用申請するものです。

なお、令和6年7月5日付で農用地区域を除外しております。

No. 5 申請地は、・・・に位置し、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、不許可の例外である流通業務施設に該当すると思われま

す。申請人は・・・を営む法人で、業務拡大と効率化のため、3か所に分かれていたトラックの駐車場を1つにまとめるための広

大な土地を探していたことから、当該申請地を事務所兼倉庫及び露天駐車場へ転用申請するものです。

なお、隣接する宅地及び山林と合わせて事業を行い、事業地全体の面積は11,253.30㎡となります。

また、・・・については、令和6年7月5日付で農用地区域を除外しております。

これらの案件は一般基準を満たしていると思われま

す。

◆会長（谷河 績） 議案第3号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第3号は可決と決定しました。

議案第4号 農用地利用集積計画について、提案いたします。

◆清瀧主任 番外 説明いたします。

利用権新規設定における農地所在地図を議案と共に配布しておりますのであわせてご覧ください。

本件は、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定で、新規の契約が8件ありました。

すべてが使用貸借権の設定で、貸借期間は議案書のとおりです。

また、No. 1からNo. 6については、農業委員会による利用権の新規設定、No. 7およびNo. 8については、農地中間管理事業による新規の設定です。

面積は、田が23,041㎡、畑が366㎡、総面積が23,407㎡です。

また、うち農地中間管理事業による設定が2件あり、面積は、田のみで3,832

㎡です。

以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第4号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第4号は可決と決定しました。

議案第5号 非農地通知について、提案いたします。

◆清瀧主任 番外 説明いたします。

本件については、国からの通知である「農地法の運用について」第4（3）の規定に基づき、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断するものです。

令和6年5月21日、名草地区内原で（54件、90筆）を貴志農業委員、南方推進委員とともに、令和6年7月5日、岡崎地区西、森小手穂で（39件、85筆）を和田推進委員とともに現地調査を行ったものです。

非農地通知書の交付基準に基づき、対象であると認められる農地の所有者に対し非農地判断に係る事前通知を行ったところ、非農地通知依頼書10件の提出がありました。

面積は田が1,056㎡、畑が3,288㎡です。

議案書番号1～10について、非農地通知書の交付基準、農業的利用を図るための条件整備（基盤整備事業の実施等）が計画されていない土地であって、20年以上前から森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合の条件を満たしていると思われま

す。

なお、各地区の土地改良区等と協議済で

す。

以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第5号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第5号は可決と決定しました。

議案第6号 和歌山市農業委員会委員の辞任について、提案いたします。

◆中居班長 番外、説明いたします。

令和6年9月2日付けで、農業委員会委員・・・氏より、農業委員会委員を辞任したい旨の申出が和歌山市長あてありましたので、農業委員会等に関する法律第13条第1項の規定により農業委員会の同意を求めるものでございます。

なお、農業委員会等に関する法律第13条第1項では、「委員は、正当な事由があるときは、市町村長及び農業委員会の同意を得て委員を辞任することができる。」とされております。

以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第6号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第6号を可決と決定しました。

議案第7号 和歌山市農地利用最適化推進委員の辞任について、提案いたします。

◆中居班長 番外、説明いたします。

令和6年9月2日付けで、農地利用最適化推進委員・・・氏より、農地利用最適化推進委員を辞任したい旨の申出が和歌山市農業委員会会長あてありましたので、農

業委員会等に関する法律第23条の規定により農業委員会の同意を求めるものでございます。

なお、農業委員会等に関する法律第23条では、「推進委員は、正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て推進委員を辞任することができる。」とされております。

以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第7号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第7号は可決と決定しました。

議案は以上となります。

◆奥谷局長 事務局からその他の報告がございますので、報告させていただきます。

◆中居班長 番外、説明いたします。

・和歌山市農地利用最適化推進委員の募集について。

資料：和歌山市農地利用最適化推進委員候補者募集案内をご覧ください。

先ほど議案第7号でご了承いただきましたとおり、9月30日を持ちまして、・・・が辞任されますので、それに伴い1名の後任の推進委員さんを公募します。

募集案内をお配りしておりますので、ご参考をお願いします。

・和歌山市農業委員会委員の追加募集について。

先ほど議案第6号でご了承いただきましたとおり、9月30日を持ちまして、・・・が辞任されますので、現在、2名で農業委員さんの募集を行っていますが、1名追加し、募集人数を3名に変更させていただ

きます。

それに伴い、募集期間も現在9月末までを10月中旬まで延長する予定です。

・先進地視察について。

令和6年度農業委員会の先進地視察を11月21日（木）か22日（金）に実施する予定となっております。

視察先は調整中となっておりますので、決まり次第文書でご案内させていただきますのでよろしくお願いたします。

・農政問題調査研究小委員会の開催について。

次回（10月10日）開催の農業委員会総会后、農政問題調査研究小委員会の開催を予定しています。

議題は、農業委員会だよりについてです。

皆様からいただいた題材をもとに、事務局で取材、素案等を作成させていただき、小委員会に計らせていただきますので、よろしくお願いたします。

ちなみに、題材は、新規就農者、親元就農者を含め市内で精力的に取り組んでいただいている方への取材記事や農業委員会制度等についてです。

その他、農林水産課の補助制度等についても掲載予定となっております。

以上です。

◆会長（谷河 績） その他、何かございませんか。

◆16番（湯川 徳弘） 新規農地取得者が耕作を行わないということが、私の近隣で5件ほど発生しています。

農業を行いたいということで取得したにもかかわらず耕作を行わないのは問題があり、私も土地所有者に注意を行っていますが難しいと思います。なんとかなりません

か。

◆会長（谷河 績） 湯川委員のおっしゃる通りで合点はいきませんが、制度上新規就農者を見極めるのはむずかしいと思います。

ほかに何かございませんか。

ないようでございますので第15回総会を閉会いたします。

13時20分 閉会